

液化石油ガス法（充てん設備）申請・届出の手引き

この手引きは随時改訂されるので、最新版を入手すること
(改訂履歴)

改訂年月日	改訂の概要	該当ページ
H19.4.1	制定	
H24.10.16	添付書類の一部改訂 様式番号の変更	2
H25.4.1	組織改編及び審査基準改正に伴う改訂	1,2
R5.4.1	権限移譲及び政令、省令等の一部改正に伴う修正	1,2

令和5年4月

千葉県防災危機管理部産業保安課
千葉市消防局予防部指導課

令和5年4月1日より千葉市内の販売所等に係る液化石油ガス法の事務の一部に係る各種手続きの窓口が千葉市消防局となりましたので、ご注意ください。

千葉市消防局予防部指導課が申請窓口となる事務

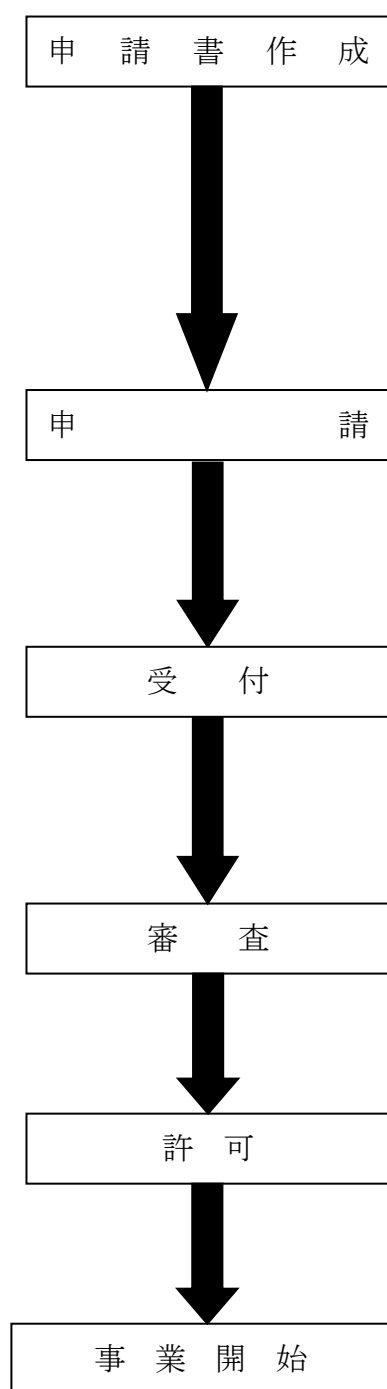
<手数料は現金納付となります。>

- ・ 千葉市内の販売事業者に係る事務
(千葉市内にのみ販売所を有する場合に限る)
- ・ 保安機関に係る事務
(千葉市内に所在する販売所の保安業務のみを行う場合に限る。)
- ・ 千葉市内の特定供給設備、充てん設備、貯蔵施設に係る事務
- ・ 千葉市内の特定液化石油ガス設備工事事業者に係る事務
- ・ 千葉市内における液化石油ガス設備工事に係る事務
- ・ 千葉市内で発生した液化石油ガス一般消費者等に係る事故に係る事務

目 次

	ページ数
1 充てん設備（変更）許可の手續きについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 充てん設備（変更）許可申請【規則第63条】・・・・・・・・・・・・・・・・	2

1 充てん設備（変更）許可の手続きについて



※申請書の作成

事前に必要事項を記入したうえで、千葉県防災危機管理部産業保安課または千葉市消防局予防部指導課で指導を受けてください。

(注意) 来庁される時は、事前に連絡してください。

電話 (千葉県) 043-223-2729

(千葉市) 043-202-1672

※千葉県防災危機管理部産業保安課または千葉市消防局予防部指導課に正本1部及び副本又は写本1部を提出する。

※産業保安課は、千葉県庁中庁舎7階にあります。
予防部指導課は、千葉市消防局4階にあります。

[注意]

- 1) 充てん設備（変更）許可申請には手数料が必要となります。

2 充てん設備（変更）許可申請【規則第63条】

No.4-1

	様式及び添付書類	該当項目 に○印
1	充てん設備（変更）許可申請書<様式E 1又はE 2>	
2	充てん設備の構造並びに設備及び装置に関する事項<様式E 3-1～E 3-6>及び当該事項に係る仕様書、図面及び証明書 *規則第64条第1項に該当する場合のみ	
3	製造計画書<様式E 4> *充てん設備許可における規則第64条第2項に該当する場合のみ	
4	変更明細書（変更の場合）<様式E 5> *充てん設備変更許可における規則第64条第2項に該当する場合のみ	
5	技術上の基準に関する事項<様式E 6-1～E 6-7> *規則第64条第2項に該当する場合のみ	
6	機器等一覧表<様式E 7～E 13> *規則第64条第2項に該当する場合のみ	

その他の添付書類

No.4-2

	様式及び添付書類	該当項目 に○印
1	配管及び計装系統図（変更許可申請の場合には、変更部分を明示したもの）	
2	処理・貯蔵能力の計算書 *規則第64条第2項に該当する場合のみ	
3	ガス設備（容器及び付属品を除く）の強度計算書	
4	ガス設備の図面 *規則第64条第2項に該当する場合のみ	
5	安全装置等の仕様及び図面 *規則第64条第2項に該当する場合のみ	
6	保安設備、電気設備、消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面 *規則第64条第2項に該当する場合のみ	
7	充てん設備の車庫等の位置、同一敷地内の他の施設等や建築物又は工作物等との位置関係及び敷地外の周辺の状況を示す図面（縮尺1/200～1/300程度のもの） *充てん設備許可における規則第64条第1項、2項に該当する場合、及び充てん設備変更許可における規則第64条第2項に該当する場合のみ	
8	充てん設備の車庫等の構造等を示す図面（縮尺1/20～1/30程度のもの） *規則第64条第2項に該当する場合のみ	
9	千葉県：手数料分の千葉県収入証紙（様式G 1に証紙を貼付） 千葉市：手数料は現金納付	